

長野市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

鬼無里地区住民自治協議会

更北地区住民自治協議会

第1 監査の対象

- (1) 団体名 鬼無里地区住民自治協議会、更北地区住民自治協議会（2団体）
- (2) 所管部局 市民生活部地域活動支援課
- (3) 監査対象補助金等 長野市地域いきいき運営交付金、長野市やまざと支援交付金、長野市住民自治協議会自立支援補助金

第2 監査の期間

平成27年7月1日から平成28年3月18日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成26年度に執行された補助金等の出納その他の事務について、出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかにかんして主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

併せて、不正の起きにくい事務処理とチェック体制となっているかについても監査した。

団体関係	所管部局関係
1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。	1 補助金等の交付決定は補助金等交付規則及び要綱等に適合しているか。
2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。	2 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容、条件は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。	3 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
4 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	4 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。	5 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
6 会計処理上の責任体制は確立されているか。	6 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合等の見直しをする必要のあるものはないか。
7 精算報告等は適正に行われているか。	7 その他財務規則等に基づいた事務処理をしているか。
8 その他各地区住民自治協議会会則等に基づいた事務処理をしているか。	

第4 監査対象団体の概要等

(1) 住民自治協議会の概要

住民自治協議会は、地区全体で対応しなければならない課題に対し、地区住民の参画、各種団体（区長会、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会等）のネットワーク化、相互補完により地区の特性をいかした活動を総合的かつ柔軟に行う組織であり、第一期都市内分権推進計画のもと、平成18年度から平成21年度までに全32地区で設立された。

なお、市では各地区に地域課題の解決に向けて住民と行政とが協働する活動をマネジメントする地区活動支援担当を置き、主に支所長がその任に当たっている。

(2) 監査対象とした補助金等交付実績等

ア 長野市地域いきいき運営交付金

市と住民自治協議会が協働して行う事務等を定めた協定を締結し、住民自治協議会が行う事務、また、自主的・自立的な住民の福祉の増進や地域課題を解決する活動を支援するために交付するもの

交付額：（前年度交付基準額×1/2＋前年度交付基準額×1/2×（前年度世帯数/前々年度世帯数））＋事務局職員人件費

イ 長野市やまざと支援交付金

人口の減少及び少子・高齢化が進行している中山間地域における共助の向上を図るため、住民自治協議会が行う中山間地域特有の課題を解決するための事業に要する経費に対して補助するもので、対象地区は13地区である。

平成24年度からは、上記活動の具体的な取組等の業務を行う職員（地域活性化推進員）を雇用する経費も交付対象とし、平成24、25年度の2年間は、今後の中山間地域支援の在り方を検討するための試行期間としていたが、中山間地域の雇用創出及び課題解決のための継続支援の必要性から、平成26年度以降も補助が継続されている。

交付上限額：1地区当たり180万円

ウ 長野市住民自治協議会自立支援補助金

住民自治協議会の自立した組織運営及び活動の持続・発展を支援するため、住民自治協議会活動の企画・調整役を担う事務局長等の雇用に要する経費に対して補助するもの

平成24、25年度の2年間は、長野市住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金として、事務局長雇用経費のみを対象とし、今後の支援の在り方を検討する実証期間としていたが、事務局長の業務内容や勤務日数・時間等を検証した結果、平成26年度は、対象を事務局長を補佐する次長等の雇用経費にも拡大した。また、平成27年度からは、地域いきいき運営交付金に統合された。

補助上限額：1地区当たり120万円（年度途中での雇用には月割りで交付）

平成26年度交付実績額(決算額)

(単位:円)

補助金・交付金名 地区名	地域いきいき運営交付金	やまざと支援交付金 (13地区対象)	住民自治協議会 自立支援補助金	合計
鬼無里地区	4,162,000	1,800,000	1,105,569	7,067,569
更北地区	18,712,000	—	1,200,000	19,912,000
2地区(対象地区)合計	22,874,000	1,800,000	2,305,569	26,979,569
32地区合計	294,091,000	23,400,000	36,788,861	354,279,861

第5 監査の結果

出納その他の事務等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

(団体関係)

1 収入について

(1) 適正な会計で収入処理すべきもの

会議等資料の印刷代について、当該住民自治協議会では、事務機器等共同利用管理会会計で収入すべきところ一般会計で収入処理されていた。

適正な会計で収入処理するよう徹底されたい。

(2) 適正な入金処理をすべきもの

自治会費について、4月21日から5月1日までに領収した分(13区:327,200円)を5月2日に、5月7日から5月21日までに領収した分(7区:237,600円)を5月22日に入金されていた。

長期間にわたって現金を保管することは、紛失や盗難の危険性が高まることから、速やかに金融機関へ入金するよう徹底されたい。

(3) 収入伝票を作成すべきもの

緑の募金通帳の預金利子及び災害・義援金募金通帳の預金利子は、別々の通帳で、時期も異なっていたが、1枚の同じ収入伝票で収入処理されていた。

収入、支出及び資産を明らかにするため、その都度、速やかに収入伝票を作成されたい。

2 支出について

(1) 支払いを証する書類を整備すべきもの

謝礼金や預け金の支払いにおいて、領収書、支払証明書等の証拠書類が未添付の事例や支払証明書に支払先の記載のない事例が散見された。

目的に沿った支出であることや支払金額に誤りがないことを証するためにも、適切な支払証明書等証拠書類の整備を徹底されたい。

(2) 部会預け金について適正に処理すべきもの

預け金に係る収入・支出伝票が全く作成されていなかった。会計伝票は、適正な支払いの経過を示すために作成する会計記録の基礎で、重要な証拠となる。

会計処理は、全て会計伝票により行われることから、会計伝票を必ず作成されたい。

(3) 適正な会計年度で支出すべきもの

当該住民自治協議会の会則では、「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」とされているが、平成25年度分の経費について、会計年度を越えて平成26年4月に支出していた。

会則に基づき、適正な処理をされたい。

(4) 賃金等について適正に処理すべきもの

ア 賃金計算について適正に処理すべきもの

事務局長及び事務局職員の出勤簿の勤務時間数の積算誤りにより、賃金の支給不足及び過支給となっていた事例や厚生年金等保険料の計算誤りにより、厚生年金等保険料を誤った額で控除していた事例が複数見受けられた。

また、年次有給休暇取得日の賃金を支給していない事例や年次有給休暇取得日に通勤手当を支給している事例があった。

賃金の算出の基礎となる出勤簿及び給与明細書を正確に記入するとともに、計算誤り等がないよう複数人で確認を行い、適正に処理されたい。

イ 時間外勤務に対する割増賃金について適正に処理すべきもの

法定労働時間を超えて勤務した場合や深夜に勤務した場合の割増分賃金を支給していない事例があった。労働基準法第37条では、労働時間を延長し労働させた場合や深夜に労働させた場合においては、割増賃金を支払わなければならないことを規定している。

また、就業規則等で定めた割増賃金を支給していない事例、誤った金額を支給している事例があった。当該住民自治協議会の就業規則では、所定労働時間に対する基本給と、所定労働時間を超えた部分の割増賃金とに区分している。

法及び規則に基づき、適正な処理をされたい。

ウ 必要な休憩時間を与えるべきもの

労働基準法第 34 条では、「労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならない。」とされているが、必要な休憩時間を与えていない事例があった。

法に基づいた労働時間となるよう、改善されたい。

(5) その他支出事務について適正に処理すべきもの

ア 現金の受領遅延等について注意すべきもの

住民自治協議会から各区への地区活動費（988,400 円）について、各区の受領期間を 2 週間としていたため、長期間（5 月 26 日から 6 月 12 日まで）にわたり多額の現金を保管していた。

長期間にわたって現金を保管することは、紛失や盗難の危険性が高まることから、受渡し日を指定するなど適切な処理に努められたい。

イ 適切な時期に支払うべきもの

NTT 通話料の支払いにおいて、支払期限は 6 月 2 日であったが、6 月 11 日に支払われていた。

適正な支払いに努められたい。

ウ 所有財産の管理を適正に行うべきもの

当該住民自治協議会では、所有財産の管理に関する規程等がないため、備品台帳が整備されていなかった。

規程等を整備するなど、所有財産の適正な管理に努められたい。

3 予算・決算処理について

(1) 決算書への計上を適正に行うべきもの

共同募金通帳において、預金利子が発生していたが、伝票が作成されず、現金出納帳にも記載されていなかったため、住民自治協議会の決算書に反映されていなかった。

収入伝票を必ず作成するとともに、決算書への計上を適正にされたい。

(2) 総会への報告を適正に行うべきもの

当該住民自治協議会の会則では、「会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。」とされているが、3 月 27 日に会計監査を行い、3 月 29 日に開催された定期総会に報告されていた。そのため、定期総会後に発生した出入金額について決算額が訂正されたが、総会に報告されていなかった。

会則に基づき、会計監査及び総会への報告を適正に行われたい。

4 預金通帳と印鑑の管理を適切にすべきもの

預金通帳の管理者と通帳印の管理者を確認したところ、同一人の管理となっているものがあった。通帳と印鑑はそれぞれ別人が管理し、使用する際は必ず複数人が関わる仕組みにするなど、不正の起きにくい体制の強化に努められたい。

(所管部局関係)

実績報告書を適正に審査すべきもの

自立支援補助金の額を確定させるため、関係書類（事務局職員等の出勤簿及び給与明細書の写し並びに補助金事業実績報告書補助表）を添えて実績報告書を提出させている。

関係書類を確認したところ、提出された出勤簿と給与明細書が整合していない事例や住民自治協議会から事務局職員等へ誤った金額で賃金を支給していた事例が散見された。

また、誤って支給した賃金の額で補助金の額を確定したことにより、補助金の過支給となっていた事例があった。

補助金の額の確定においては、住民自治協議会から提出される書類について、細心の注意を払い適正な審査を行うよう徹底されたい。

第6 意見

住民自治協議会への継続的な指導・支援について

住民自治協議会を対象とする監査は、平成24年度から開始し、平成26年度までに全32地区を終了したが、指摘事項等の改善状況を確認するため、平成24年度に実施した8地区の内から2地区を選定して実施した。

これまでの監査の中で、各住民自治協議会では、他地区の事例を参考にしたり、地域の実情や特性に応じて会計処理や旅費に関する規程等を定め、必要に応じて見直しを進めるなど、積極的に事務改善を図っている事例も見受けられた。しかしながら、今年度実施した住民自治協議会においては、会計処理等に関する規程等が整備されていなかった。

また、事務局職員等の雇用においても、同様の賃金計算の誤りが繰り返し見受けられたことや所得税法に定められた源泉徴収をしていない事例、労働基準法に定められた有給休暇を付与していない事例等が見受けられたことから、専門的な指導や支援の必要があると感じられた。

所管部局においては、都市内分権の担い手である各地区の住民自治協議会が持続可能な組織として定着するため、きめ細かな指導・支援を継続されたい。

各地区住民自治協議会一般会計決算比較増減

(単位：円・%)

地区名		鬼無里					更北				
項目	年度	26年度		25年度		比較増減	26年度		25年度		比較増減
		金額	比率	金額	比率		金額	比率	金額	比率	
収入	地域いきいき運営交付金	4,162,000	37.2	4,178,000	46.6	△ 16,000	18,712,000	53.5	18,581,000	53.6	131,000
	その他補助交付金	5,089,076	45.5	3,359,751	37.5	1,729,325	3,592,800	10.3	3,554,200	10.2	38,600
	公的財源計	9,251,076	82.7	7,537,751	84.1	1,713,325	22,304,800	63.8	22,135,200	63.8	169,600
	住民負担金	564,800	5.1	568,800	6.3	△ 4,000	8,810,400	25.2	8,752,800	25.2	57,600
	前年度繰越金	469,405	4.2	756,927	8.4	△ 287,522	1,942,043	5.6	1,720,751	5.0	221,292
	その他	896,199	8.0	102,089	1.1	794,110	1,917,858	5.5	2,080,155	6.0	△ 162,297
	自主財源計	1,930,404	17.3	1,427,816	15.9	502,588	12,670,301	36.2	12,553,706	36.2	116,595
収入計 (A)		11,181,480	100.0	8,965,567	100.0	2,215,913	34,975,101	100.0	34,688,906	100.0	286,195
支出	人件費	3,335,014	34.0	3,749,382	44.1	△ 414,368	5,187,736	15.6	5,723,946	17.5	△ 536,210
	人件費以外の事務局費	944,111	9.6	960,276	11.3	△ 16,165	1,505,543	4.5	1,551,158	4.7	△ 45,615
	部会費等活動費	4,210,957	42.9	1,966,091	23.1	2,244,866	11,340,085	34.2	11,243,466	34.3	96,619
	地区への交付金・区への配分	1,127,118	11.5	1,139,185	13.4	△ 12,067	13,362,380	40.3	13,208,293	40.3	154,087
	団体への補助金	30,000	0.3	134,347	1.6	△ 104,347	1,756,974	5.3	1,020,000	3.1	736,974
	積立金	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0
	繰出金等	161,731	1.6	546,881	6.4	△ 385,150	0	0.0	0	0.0	0
支出計 (B)		9,808,931	100.0	8,496,162	100.0	1,312,769	33,152,718	100.0	32,746,863	100.0	405,855
次年度繰越金 (A) - (B)		1,372,549		469,405		903,144	1,822,383		1,942,043		△ 119,660

資料：「各地区住民自治協議会一般会計決算」

※比率については、項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

ウェルカム長野 2015 実行委員会

ながのシティプロモーション実行委員会

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー

第1 監査の対象

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) ア 団体名 | ウェルカム長野 2015 実行委員会 |
| イ 所管部局 | 企画政策部秘書課 |
| ウ 監査対象補助金等 | ウェルカム長野 2015 実行委員会負担金 |
| (2) ア 団体名 | ながのシティプロモーション実行委員会 |
| イ 所管部局 | 企画政策部企画課 |
| ウ 監査対象補助金等 | ながのシティプロモーション実行委員会負担金 |
| (3) ア 団体名 | 公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー |
| イ 所管部局 | 商工観光部観光振興課 |
| ウ 監査対象補助金等 | 善光寺御開帳関連事業補助金 |

第2 監査の期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

第3 監査の方法

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年度に執行された補助金等（ウェルカム長野 2015 実行委員会負担金については、平成 27 年度を含む）の出納その他の事務について、出納関係書類等を調査し、団体及び所管部局双方の関係職員から説明を聴取するとともに、実地監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかにかんして主眼を置き、次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

併せて、不正の起きにくい事務処理とチェック体制となっているかについても監査した。

団体関係	所管部局関係
1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。	1 補助金等の交付決定は補助金等交付規則及び要綱等に適合しているか。
2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。	2 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容、条件は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。	3 補助金等に関する条件の内容は明確か。
4 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	4 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。	5 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
6 会計処理上の責任体制は確立されているか。	6 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
7 精算報告等は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	7 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合等の見直しをする必要のあるものはないか。
8 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。	8 その他財務規則等に基づいた事務処理をしているか。
9 その他各団体の規約等に基づいた事務処理をしているか。	

ウェルカム長野 2015 実行委員会（ウェルカム長野 2015 実行委員会負担金）

第1 監査対象団体の概要等

(1) 団体の概要

新幹線延伸・善光寺御開帳を見据え、御開帳期間中の誘客活動や交通渋滞対策などの課題解決のため、善光寺御開帳奉賛会等の関係団体と連携し、総合的に取り組むことを目的として、経済団体、観光・まちづくり団体、文化芸術団体の各役職員及び地方公共団体の職員等により構成された当実行委員会が、平成26年2月10日に設立された。

特に、御開帳期間中の誘客活動及び交通渋滞対策を専門的かつ機動的に遂行するため、副市長を部会長とする「善光寺表参道」キャンペーン部会並びに善光寺及び市街地周辺交通渋滞対策部会を設置し、おもてなしの向上とにぎわいづくり、観光地としての長野の魅力の向上と誘客活動、交通渋滞対策などの課題解決に取り組んだ。

なお、ウェルカム長野2015実行委員会は、団体としての目的を達成し、規約の規定に基づき、平成27年8月25日をもって解散されている。

(2) 監査対象とした補助金等交付実績

監査対象とした補助金等交付金額は、次のとおりである。

なお、平成27年8月25日をもって解散されているため、団体として行われた清算手続き等を含めて監査対象とした。

(単位：円)

交付金等名称	交付金額	
	平成26年度	平成27年度
ウェルカム長野2015実行委員会負担金	55,269,000	196,980,000

第2 監査の結果

出納その他の事務等については、市の規程等に準じて行われており、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

(団体関係)

1 出納関係帳票について

収入支出伝票及び付属する証拠書類の保存において、長野市の文書分類・保存年限決定の手引では、保存年限を5年とすべきところ3年としていた。

手引に基づき、適切な事務を行われたい。

2 収入について

露店の出店要領では、実行委員会が認めた団体については、出店料等を免除するとされているが、決裁を受けずに免除されていた。

団体の事務処理規程等に基づき、適切な事務を行われたい。

3 支出について

(1) 支払いを証する書類を整備すべきもの

広告掲載料や収入印紙購入代金の支払いにおいて、請求書及び領収書に代表者の記名、押印のない事例が散見された。

また、支払証明書に記載された支払先に誤りがある事例や債主欄が未記入となっている事例があった。

目的に沿った支出であることや支払金額に誤りがないことを証するためにも、適切な支払証明書等証拠書類の整備を徹底されたい。

(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの

旅費の支出において、旅行者の受領印がない事例や出演者に支払ったバス運賃の額を誤って支給していた事例があった。

長野市の旅費の手引に基づき、適切な事務処理を徹底されたい。

(3) 支払事務を適正に行うべきもの

印刷代金の支払いにおいて、同一のチラシの印刷代金が重複しており、重複した印刷代金は返還されたものの、振込手数料を重複して支払っている事例があった。

複数人による確認を行い、適切な支払事務を徹底されたい。

(4) 部分払を適正に行うべきもの

花鉢等設置・維持管理業務委託の部分払において、当該既済部分に対する代価の全額が支払われていた。長野市契約規則では、部分払をする額は、既済部分に対する代価の100分の90を超えることができないとされている。

規則に基づき、適正な支払事務に努められたい。

4 契約について

(1) 物品購入契約を適切に行うべきもの

単価契約されていないゴム印や紙コップの購入において、見積書を徴取していない事例があった。

長野市契約規則に基づき、適切な事務執行をされたい。

(2) 契約締結事務を適正に行うべきもの

ア 長野市契約規則では、契約書の作成を省略した場合に、契約の目的たる給付の内容、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書面を契約者から徴さなければならないとされているものの、請書等を契約者から徴していない事例があった。

規則に基づき、適正な契約締結事務に努められたい。

イ 土地賃貸借契約において、必要な調査・確認を行わずに、公簿上の所有権者からの申出により、公簿上の所有権者以外の者と土地賃貸借契約を締結していた事例があった。

公簿上の所有権者以外の者と契約締結する場合は、権利関係を証する書面を徴取するなど適正な契約締結事務に努められたい。

(3) 再委託の承諾を適切に行うべきもの

随意契約による運営業務委託において、契約書では、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないとされているが、発注者の承諾は口頭で行われ、書面による承諾が行われていなかった。

承諾に当たっては、適切な事務処理をされたい。

5 予算・決算処理について

予算の流用について、団体の事務処理規程では、事務局長の専決事項と規定されているが、決裁を受けずに予算を流用していた事例があった。

また、決算書に予算の流用について、記載がされていなかった。

事務処理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(所管部局関係)

指摘事項なし

ウェルカム長野2015実行委員会 決算状況

(単位：円・%)

	款	項	目	26年度 決算額	27年度 決算額	合計(参考)	
						金額	比率
収入	負担金	負担金	市負担金	55,269,000	196,980,000	252,249,000	93.0
	補助金	補助金	県補助金	6,281,000	6,358,000	12,639,000	4.7
	公的財源計			61,550,000	203,338,000	264,888,000	97.7
	諸収入	諸収入	諸収入	3,082,329	3,181,392	6,263,721	2.3
	繰越金	繰越金	繰越金	—	39,912,179		
	自主財源計			3,082,329	43,093,571	6,263,721	2.3
収入合計(A)				64,632,329	246,431,571	271,151,721	100.0
支出	運営費	事務費	事務費	575,501	560,754	1,136,255	0.4
			計	575,501	560,754	1,136,255	0.4
		小計			575,501	560,754	1,136,255
	事業費	委託料	委託料	4,546,800	0	4,546,800	1.8
			計	4,546,800	0	4,546,800	1.8
		おもてなし空間	幔幕・提灯設置費	8,856,000	2,353,320	11,209,320	4.4
			バナー設置費	0	5,176,903	5,176,903	2.0
			花の装飾費	2,243,204	7,714,396	9,957,600	3.9
			その他装飾費	0	3,115,800	3,115,800	1.2
			計	11,099,204	18,360,419	29,459,623	11.6
		おもてなし環境	環境整備費	0	1,553,200	1,553,200	0.6
			ボランティア運営費	3,885,196	8,707,000	12,592,196	5.0
			計	3,885,196	10,260,200	14,145,396	5.6
	にぎわいイベント	セントラルスクエア会場費	0	81,053,251	81,053,251	31.9	
		トイゴ会場費	0	12,324,002	12,324,002	4.9	
		その他会場費	1,240,000	42,398,435	43,638,435	17.2	
		イベント運営費	766,771	37,245,674	38,012,445	15.0	
		広報費	2,606,678	27,167,772	29,774,450	11.7	
		計	4,613,449	200,189,134	204,802,583	80.6	
	小計			24,144,649	228,809,753	252,954,402	99.6
支出合計(B)				24,720,150	229,370,507	254,090,657	100.0
差引(A)-(B)				39,912,179	17,061,064	17,061,064	市へ 帰属

※比率については、項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※実質的な収入額及び支出額とするため、繰越金は合計(参考)に算入しない。

ながのシティプロモーション実行委員会（ながのシティプロモーション実行委員会負担金）

第1 監査対象団体の概要等

(1) 団体の概要

魅力と活力に満ちた長野市の実現に向け、地元関係機関、団体及び長野市が一体となった「オール長野」体制で、本市の魅力を掘り起こし、磨き上げ、市民をはじめ広く全国に情報発信する事業等を展開し、観光交流人口・定住人口等の増加を図ることを目的として、平成25年2月15日に設立された。

行政、商工業関係、農林業関係、観光関係、報道関係、旅行・交通関係、スポーツ関係及び学術関係の委員で構成され、人口減少時代の到来といった社会構造の大きな転換期を迎え、都市間競争が激しくなる厳しい環境の下、「選ばれる都市」を目指して、「ながのシティプロモーション推進プラン」を策定し、課題や推進事業に取り組んでいる。

(2) 監査対象とした補助金等交付実績

監査対象とした補助金等交付金額は、次のとおりである。

(単位：円)

交付金等名称	交付金額
ながのシティプロモーション実行委員会負担金	11,899,000

第2 監査の結果

出納その他の事務等については、市の規程等に準じて行われており、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

(団体関係)

1 収入について

収入伝票を作成すべきもの

前年度繰越金の収入伝票が作成されていなかった。

収入、支出及び資産を明らかにするため、その都度、速やかに収入伝票を作成されたい。

2 支出について

(1) 適切な科目から支出を行うべきもの

広報宣伝活動に使用した「長野の名水」について、事業費で支出すべきところ、事務局費で支出されていた。

適切な支出科目で処理されたい。

(2) 源泉所得税の納付を適切に行うべきもの

源泉所得税については、支払った月の翌月の10日までに税務署に納付することとされているが、商標出願手数料にかかる源泉所得税について、6月、8月、10月の支払い分をまとめて11月に納付していた。

適切な源泉所得税の納付に努められたい。

(3) その他支出事務について適正に処理すべきもの

業務委託料の支払いにおいて、支払事務の遅延により、請求書受理日から30日を超えて支払いを行っている事例が散見された。

団体の事務処理規程等に基づき、適正な支払いに努められたい。

3 契約について

(1) 物品購入契約を適切に行うべきもの

単価契約されていない紙コップの購入において、見積書を徴取していない事例があった。

長野市契約規則に基づき、適切な事務執行をされたい。

(2) 契約締結事務を適正に行うべきもの

随意契約による広告製作・掲出業務委託において、仕様書では掲載期間は2週間程度となっていたが、実際の広告掲載期間は3月23日から3月31日までの9日間だった。

適切な契約書及び仕様書により、契約を締結されたい。

(3) 再委託の承諾を適切に行うべきもの

随意契約による業務委託において、契約書では、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないとされているが、発注者の承諾は口頭で行われ、書面による承諾が行われていなかった。

承諾に当たっては、適切な事務処理をされたい。

4 予算・決算処理について

予算の流用について、団体の事務処理規程では、事務局職員の専決事項と規定されているが、決裁を受けずに予算を流用していた事例があった。

事務処理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(所管部局関係)

指摘事項なし

ながのシティプロモーション実行委員会 決算状況

(単位：円・%)

項 目		平成26年度	
		決 算 額	比 率
収入	市負担金	11,899,000	99.8
	公的財源計	11,899,000	99.8
	前年度繰越金	16,761	0.1
	雑収入	1,307	0.0
	自主財源計	18,068	0.2
収入合計 (A)		11,917,068	100.0
支出	事業費	11,732,307	98.5
	事務局費	175,815	1.5
	予備費	0	0.0
支出合計 (B)		11,908,122	100.0
差 引 (A) - (B)		8,946	27年度へ繰越

※比率については、項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（善光寺御開帳関連事業補助金）

第1 監査対象団体の概要

長野市の産業、自然、文化、歴史などの資源及び長野冬季オリンピックの有形無形の財産を活用し、コンベンション（イベント、各種大会、見本市等）の企画、誘致及び支援並びに観光の振興を図り、もって長野市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

観光振興については、従来の観光宣伝事業及び誘客推進事業に加え、新たな観光の魅力創出事業として、新幹線延伸を見据え広範な地域の情報発信、他地域の観光資源の魅力を組み合わせた商品の提案を行うため、平成25年7月16日から第二種旅行者としての旅行業事業も行っている。

第2 監査対象とした補助金等

(1) 補助金等交付目的

平成27年春に開催される善光寺御開帳を軸とした観光誘客を図るため、「ウェルカム長野2015実行委員会」及び「善光寺御開帳奉賛会」と連携して、国内外に向けた誘客宣伝活動を展開し、市内での滞在時間の延長と宿泊客数を増加させることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 補助金等交付実績

監査対象とした補助金等交付金額は、次のとおりである。

(単位：円)

交付金等名称	交付金額
善光寺御開帳関連事業補助金	26,300,000

第3 監査の結果

出納その他の事務等については、市の規程等に準じて行われており、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

(団体関係)

1 支出について

(1) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの

昼食が支給される旅行においては、日当の半額を減額することとされているが、全額支給されている事例が散見された。

団体の旅費規程等に基づき、適切な事務処理を徹底されたい。

(2) 源泉徴収を適切に行うべきもの

源泉徴収が必要な講師への宿泊料及び交通費の支払いにおいて、源泉徴収がされていなかった。適切な源泉徴収に努められたい。

2 預金通帳と印鑑の管理を適切にすべきもの

預金通帳の管理者と通帳印の管理者を確認したところ、管理者は別人となっていたが、同一の金庫で保管・管理されていた。

通帳と印鑑はそれぞれ別々に保管し、使用する際は必ず複数人が関わる仕組みにするなど、不正の起きにくい体制の強化に努められたい。

(所管部局関係)

指摘事項なし

善光寺御開帳関連事業 決算状況

(単位：円・%)

項 目		平成26年度	
		決 算 額	比 率
収入	市補助金	26,300,000	98.1
	公的財源計	26,300,000	98.1
	自己資金	495,882	1.9
	自主財源計	495,882	1.9
収入合計 (A)		26,795,882	100.0
支出	旅費交通費	810,250	3.0
	印刷製本費	6,112,800	22.8
	委託費	2,268,000	8.5
	負担金	6,000,000	22.4
	助成金	390,000	1.5
	広告費	11,214,832	41.9
支出合計 (B)		26,795,882	100.0
差 引 (A) - (B)		0	

※比率については、項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(意見)

1 共通事項

(1) 補助金等交付団体への牽制機能の確保について

負担金の交付において、市の交付決定及び支払事務と団体の交付申請及び請求事務が、同一の市職員によって行われていた。また、団体の決裁処理等で市の補職名を使用しているものが散見された。

市の事務と団体の事務を明確に区分し、牽制機能やチェック機能が働くよう事務の執行体制の見直しについて検討されたい。

(2) 契約事務について

随意契約による業務委託については、前段で指摘したとおり適正な手続を省略し再委託されていた事例や不適切な契約書及び仕様書により契約が締結されている事例などが確認された。

特に、一者から見積書を提出させ相手方を決定する一者特命随意契約による業務委託については、原則として、その事業者でなければ業務が履行できないとの理由で当該事業者と契約するものであり、受託事業者が業務を再委託できるのであれば随意契約でなく競争入札とすることも可能であったと考えられ、そもそも随意契約理由に矛盾することとなる。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、随意契約とする場合は、その必要性が認められるのか、明確に他の事業者が排除される理由が存在するのか、業務の一部を切り離して競争入札にすることはできないのかなどについて慎重に検討する必要がある。

契約事務の執行においては、公正性、競争性、経済性の確保に一層努められたい。

2 ウェルカム長野 2015 実行委員会（ウェルカム長野 2015 実行委員会負担金）

(1) にぎわいづくりと交流人口の増加に向けた取組について

交流人口の増加や賑わいの創出に向けて、新幹線延伸及び善光寺御開帳を戦略的に情報発信する好機と捉え、表参道である中央通りを中心に「おもてなし」や「にぎわいづくり」に資する各事業が、善光寺御開帳 2015 日本一の門前大縁日と銘打ち開催された。

所管部局からの説明では、期間中の経済波及効果が 1,137 億円（前回善光寺御開帳時比 152 億円増）、善光寺参拝客数が 707 万人（同 34 万人増）となり、一定の事業効果があったものと推定される。

本市のこれまでの観光客数の推移を見ると、善光寺御開帳に向けて年々増加するものの、前年度にいったん減少し、善光寺御開帳の年に大きく増加している。そして翌年度はこの反動で激減する傾向にあるため、来年度の観光誘客宣伝は、今後の誘客活動に大きな意味を持つこととなる。

今回実施された個々の事業の効果を検証するとともに、地域の伝統芸能や既存イベントとのタイアップによる相乗効果を狙った観光誘客活動など、次回の善光寺御開帳を軸とした誘客活動の布石となるような、にぎわいづくりと交流人口の増加に向けた今後の取組に期待する。

(2) 大規模なプロジェクト事業における全庁的な協力体制の確立について

市長直轄プロジェクトとして統一的な方針の下、秘書課が業務を担当したことにより、全庁的な情報共有や協力体制が図られた。しかしながら、随意契約で発注した観光バス臨時駐車場設置に伴う関連工事費の査定に誤りがあるなど、協力体制の一部に改善を要する事例も確認された。全庁的な協力体制の確立に向けて、更なる連携強化に努められたい。

(3) 団体の取得財産の処分について

ウェルカム長野 2015 実行委員会は、団体としての目的を達成したため、規約の規定に基づき平成 27 年 8 月 25 日をもって解散された。

ウェルカム長野 2015 実行委員会規約第 19 条第 2 項では、「実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、長野市に帰属するものとする。」とされていたが、解散に先立って、団体が補助金により取得した物品等の財産を地元商店会等に無償譲渡されていた。しかしながら、取得財産の処分においては、適正な価格による有償譲渡についても検討する余地があったものと考えられる。

団体の財産処分であっても、慎重かつ適切な事務処理が望まれる。

3 ながのシティプロモーション実行委員会（ながのシティプロモーション実行委員会負担金）

実行委員会の今後の在り方について

ながのシティプロモーション実行委員会は、地元関係機関、団体及び市が一体となって、市民をはじめ広く全国に情報発信する事業等を展開することにより、観光交流人口・定住人口等の増加を図ることを目的としている。

しかしながら、実行委員会の運営や事業実施の実態については、市が費用を全額負担し、官民一体の組織ではあるものの行政主導で事業が展開され、実行委員会は、単なる承認機関となっている。

プロモーションの担い手となる各構成団体等においても、実行委員会が作成したキャッチフレーズ、ロゴマーク、プロモーションビデオ等のツールを有効に活用し、主体的にプロモーション事業を展開していく機運の醸成が図られることを期待する。

また、構成団体等が自ら担い手としてシティプロモーションに関わる仕組みを構築するためにも、費用負担を含めた今後の団体の在り方について検討されたい。

4 公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（善光寺御開帳関連事業補助金）

補助金の透明性の確保について

市から交付された善光寺御開帳関連事業補助金の一部を、観光誘客宣伝に伴う広報費相当分の負担金として、善光寺御開帳奉賛会へ間接的に支出していたが、実績報告書の提出を求めていなかったことから、負担金が広報費相当分であったことを確認することができなかった。

善光寺御開帳奉賛会は、善光寺御開帳を奉賛し、これを助長することを目的として設立された任意団体で、善光寺の宗教行事と密接に関わっており、負担金の使途によっては、政教分離の観点から市民に疑念を抱かれるおそれがある。

また、公益性等の補助目的を踏まえ、補助団体が市から受ける補助金をさらに他の団体に支出する場合においては、妥当性について十分検討するとともに事業の実績報告を求めるなど透明性の確保に努められたい。

5 その他の事項

インターネットバンキングの適正利用について

今回実施した監査において、インターネットバンキングを利用し、支払事務を行っている団体が見受けられた。

インターネットバンキングの利用は、振込手数料や事務手続きの軽減が期待できることから、団体等の支払事務において、今後も利用の拡大が予想される。インターネットバンキングを利用する場合は、各金融機関側で設けているセキュリティ対策を十分に活用するとともに、支払いには必ず複数人が関わるなど不正の起きにくい体制を構築し、適正な利用に努められたい。